

運 航 基 準

(人の輸送をする貨物定期航路事業用)

平成 2 2 年 1 2 月 1 日

琉球海運株式会社

目 次

第 1 章	目 的
第 2 章	運航の中止
第 3 章	船舶の航行
第 4 章	雑 則

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、那覇～宮古～石垣、那覇～石垣～宮古、那覇～宮古、那覇～石垣、船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(目的港への発航の中止)

第2条 船長は、港内の気象・海象が次に掲げる条件のいずれかに達していると認めるときは、目的港への発航を中止しなければならない。

(1) 風速が 18m/s 以上の時。ただし、曳航船等の操船支援が得られない場合は、15m/s 以上とする。

(2) 波高が 1.5m 以上の時。

(3) 視程が 1,000m 以下の時。

2 船長は、目的港への発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件のいずれかに達するおそれがあると認めるときは、目的港への発航を中止しなければならない。

(1) 風速が 25m/s 以上の時

(2) 波高が 5m 以上の時

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、保船、避泊その他の適切な措置をとらなければならない。

(通常の航行の中止等)

第3条 船長は、通常の航行を継続した場合、船体の動揺等により搭載貨物の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、減速、適宜の変針、経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

(1) 風速が 20m/s 以上の時（ただし、船首尾方向の風を除く。）

(2) 波高が 5m以上又はうねり階級 7 以上の時

(3) 横揺れ 20 度以上の時

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件のいずれかに達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

(1) 風速が 25m/s 以上の時

(2) 波高が 5m 以上の時

4 船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は経路変更の措置をとらなければならない。

(1) 視程が 1,000m 以下の時

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海象が第2条の表に掲げる条件のいずれかに達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

(運航可否判断の記録)

第5条 船長は、第2条、第3条及び第4条に掲げる条件によって運航を中止した際は、運航可否判断記録簿に下記事項を記入し、運航管理者へ提出しなければならない。

- (1) 船名
- (2) 船長氏名
- (3) 仕出港及び出港予定日
- (4) 仕向港
- (5) 協議方式
- (6) 協議日時
- (7) 協議件名
- (8) 要望
- (9) 結果
- (10) 備考

2 運航管理者は、「運航可否判断協議記録簿」の内容を確認し、保管しなければならない。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第6条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第7条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航路経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が（副）運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考にしするものとする。

(基準経路)

第8条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用（第1）基準経路及び第2基準経路の2経路とする。

(速力基準等)

第9条 速力基準は、次表のとおりとする。

船名（ちゅらしま）				
速力区分		速力	毎分機関回転数	
港内	最微速	6.1 ノット	32rpm	
	微速	9.9 ノット	52rpm	
	半速	12.9 ノット	68rpm	
	全速	14.8 ノット	78rpm	
航海速力		21.5 ノット	120.3rpm	

2 船長は、速力基準を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 運航管理者又は船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(通常連絡等)

第10条 船長は、1日に一度以上は運航管理者あてに次の事項を連絡し、運航管理者は、船長から連絡が来たことを記録しなければならない。

- (1) 現在地

- (2) 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
 - (3) 乗組員の員数、健康状態
 - (4) その他入港予定時刻等、運航管理上必要と認める事項
- 2 運航管理者は、航行に関する安全情報等、船舶に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第11条 船長は、入港30分前までに、運航管理者又は運航管理補助者に次の事項を連絡し、又は船員に連絡するよう指示し、運航管理者又は運航管理補助者は、船舶からの連絡がきたことを記録しなければならない。

- (1) 入港予定時刻
 - (2) 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項
- 2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。(運航管理者に代わり海運代理店業者等が次に掲げる事項を把握し、船舶に連絡をする場合は、船舶に連絡したことを運航管理者に報告させなければならない。報告を受けた運航管理者は、連絡事項が不足していると判断した場合は、海運代理店業者等に対し、必要な事項を船舶に連絡するよう指示しなければならない。)
- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
 - (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
 - (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)
 - (4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

- (1) 通常の場合は、当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社又は支店、事務所又は営業所へ船舶衛星電話、FAXは携帯電話等により連絡する。
- (2) 緊急の場合は、本社又は最寄りの支店、事務所又は営業所へ船舶衛星電話、又は携帯電話等により連絡する。

(機器点検)

第13条 船長は入港地の状況に応じ安全な海域において、舵等の機器点検を実施する。

第4章 雑 則

(連絡等経由)

第14条 運航管理者と船舶との間の連絡等は、必要に応じ、各支店、事務所及び海運代

理店業者等を経由することができる。

(運航管理者の指揮)

第15条 運航管理者が行うべき事項は、運航管理者の指揮監督のもと運航管理補助者が行うことができる。また、運航管理者への連絡は、運航管理者の指定する運航管理補助者への連絡でも差し支えない。